

別記第1号様式別紙1（第5条関係）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 石狩市移住支援金交付事業及び北海道U I Jターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び石狩市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、石狩市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に石狩市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に石狩市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
 - (4) 石狩市移住支援金交付要綱第4条第1項第2号アにおいて、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- (起業の場合のみ)
 - (5) 道起業支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額
- 3 住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について石狩市に提出します。また、石狩市が私の居住・就業状況（以下「現況」という。）について関係部局、石狩市以外の市町村、都道府県、国（以下「各機関」という。）に照会し、支援金交付の可否及び返還請求の根拠とすること及び各機関から石狩市に行われた現況の照会に石狩市が回答することに異議を申し立てません。

住所・連絡先変更には、以下のいずれかの方法でお知らせください。

- ・電話番号 (0133) 72-3161
- ・メールアドレス kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp
- ・郵送先 〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市企画政策部企画課